役員等候補選出委員会規則

（目的）

第１条　この規則は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「法人」という。）の定款第 17 条第１項、第 29 条第１項及び第 33 条に規定する役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

（設置及び任務）

第２条　法人は、前条の目的を達成するため、選出委員会を設置する。

２　選出委員会は、法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

（構成）

第３条　選出委員会は、評議員会長を含む評議員５名で構成することとし、うち１名は、外部評議員（学識経験者）とする。

２　選出委員会の議長は、評議員会長が就任する。ただし、評議員会長が欠席したときは、選出委員会の議長は、その選出委員会において出席した評議員の互選により決定する。

３　選出委員会の評議員会長を除く他の委員は、評議員会において選任する。

４　前項の選任に当たり、評議員会長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

５　理事会は、評議員会長から前項の要請があった場合は、その候補者の名簿を提供しなければならない。

（招集及び開催）

第４条　選出委員会は、評議員会長が、役員等の選任及び解任を行う評議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

（選出方法）

第５条　選出委員会の決議は、選出委員会委員の３分の２以上の出席をもって行う。

２　選出委員会は、法人の理事、監事及び評議員の選任及び解任の候補者をそれぞれ審議し、多数決により候補者を決定する。なお、候補者の選任の場合は、必要人数以上の候補者を選定する。

３　前項の選定に当たり、評議員会長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。

（情報提供）

第６条　理事会は選出委員会における前条の審議に当たり、評議員会長の要請があった場合は、下記各号の情報を提供しなければならない。

(1)　選任する理事、監事及び評議員の候補者の経歴、選任理由、法人の他の理事、監事及び評議員との関係その他の理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(2)　解任する理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

（候補者名簿及び議事録）
第７条　選出委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選出委員会委員のうちから選出された議事録署名人１名が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

（任期）
第８条　選出委員会の委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。
２　選出委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第３条第１項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）
第９条　選出委員会の委員は、無報酬とする。
２　選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（改廃）
第 10 条　この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附　則
この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附　則
この規則は、令和６年度の定時評議員会の開催日から施行する。

規定改正経過　　平成 31 年４月１日一部改定
規定改正経過　　令和５年３月 22 日一部改定